

## 第90回自衛隊員倫理審査会議事録

### 1 日 時

令和3年10月4日（月）14時00分～14時45分

### 2 場 所

防衛省A棟4階 陸幕会議室

### 3 出席者

（委員） 田中会長、太田委員、高木委員、能勢委員、山宮委員  
（防衛省） 鈴木服務管理官

### 4 議 事

#### (1) 開会の辞

- 田中会長 只今より「第90回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。各委員におかれましては、御多忙中のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

#### (2) 第89回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 田中会長 それでは、本日の議題に入ります。  
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。  
御手元の資料2「第89回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしてありますので、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

#### (3) 自衛隊員の倫理に関する国会報告について

- 田中会長 議題の2番目は、「自衛隊員の倫理に関する国会報告について」です。これは、当審査会として了承する性格のものではございませんが、内容を承知しておく必要がございます。  
国会報告は、自衛隊員倫理法第4条の規定に基づき、毎年、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、内閣が国会に報告するものです。  
それでは、服務管理官から説明をお願いいたします。

- 服務管理官 服務管理官の鈴木でございます。

それでは、資料3、4につきまして、御説明させていただきます。

国会報告いたしました資料は、資料3、4でございますけれども、概要につきまして資料3に沿って御説明させていただきます。

令和2年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告としまして、9月21日に閣議決定の上、国会に報告いたしました。

内容につきましては、資料3の2でございますけれども、報告書の概要としまして、

(1)から(4)まで項目を記載しておりますけれども、その4項目につきましては、

(1)は各種報告書の提出件数でありまして、これは前年度との対比でそれぞれどう増減したのかについて贈与等、株取引、所得等について件数を記載しております。

(2)は倫理監督官への届出等の状況でございます、利害関係者との自己の飲食に要する費用が1万円を超える飲食の届出につきましては、令和2年度は1件もございませんでした。これは、新型コロナウイルスの影響によるものと考えられます。

(3)は懲戒処分等の状況でございますけれども、今般は、免職3名、戒告1名の計2件の事案につきまして報告いたしました。免職3名につきましては、海上自衛隊横須賀造修補給所の贈収賄事件、戒告1名につきましては、防衛大学校における贈与等報告書の提出漏れの件に基づくものでございます。

(4)は倫理法等の適正な運用の確保等のための施策は、①から③に記載してございますけれども、①について、今般の自衛隊員倫理審査会が行った施策として例年報告させていただいているものとして、自衛隊員倫理教本の改訂がございまして、

こちらは、他省庁の実際の事案を元に、その内容を反映した改訂を行ったものでございまして、5年ぶりの改訂となっております。

②の防衛省として行った施策としましては、アからウは、ほぼ例年通りのものでございますけれども、ウに関しましては、他省において職員を指揮監督する立場にもある複数の幹部職員が倫理法違反行為で処分される事案が発生したことから、防衛省としても取り組んだ施策について報告した次第でございまして、

③の部内の各機関が行った施策につきましては、従来どおりの内容となっております。

- 田中会長 ありがとうございます。御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。

- 委員 意見なし。

- 田中会長 他に御質問、御意見等がなければ、国会報告については、以上といたします。

(4) 令和3年度第1四半期の贈与等報告書について

- 田中会長 議題の3番目は、「令和3年度第1四半期の贈与等報告書」の審査についてです。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和3年度第1四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、サービス管理官から説明をお願いいたします。

- サービス管理官 それでは、資料5から7について御説明させていただきます。

まずは、資料の5につきましては、令和3年度の第1／四半期の基因別件数の一覧を記載しておりますけれども、今般、件数として特徴的なものとしましては、まず、前年の同時期と比べまして全体で約70件増えておりますが、その中で主だったものとして、物品の贈与、著述に対する謝礼、講演等に対する謝礼がございます。

個々の内容につきましては割愛させていただきますけれども、特徴的なものとしましては、講演等に対する謝礼に関しまして、こちらは、前年同期は新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞が非常に大きかったところ、今期につきましては、それが若干緩和される形で経済活動が徐々に増える中で、講演についても開催される頻度や機会が増えてきたということに対応するものであらうと考えられます。中でも特徴的なものとしましては、オンラインによる講演が行われるようになっております。

それから、飲食を伴う供応接待につきましては、前年同様1件もございませんでした。これは新型コロナウイルスの影響であると考えられます。

それでは、資料6と7について御説明させていただきます。

まずは資料6でございますが、今年度の第1四半期につきましては、贈与等報告書が190件、うち利害関係ありが18件、基因別の概要は(1)から(7)となっております、新しい項目というものはございません。

この中で特徴的なものとしましては、物品等の贈与における自衛隊の活動に対応するものとして、新型コロナウイルス対応の活動部隊に対する激励品というものが多くございます。

次に資料7につきましては、賞金の贈与の1番から7番は、「修親」という自衛隊内の機関紙への投稿に対する懸賞金であり、昨年度も同様のものがございました。

物品等の贈与のア～ウは、儀礼的な贈り物についての報告でございます。

8、9番が外国政府からの儀礼的な贈り物、10番から16番が就任等祝い、17番が表敬時の儀礼的な贈り物となっております。

エについては、18番から21番が執筆した書籍等の贈与となっております。いずれにおきましても、特異な内容というものはございません。

続きまして、オからケまで、これらはいずれも自衛隊の部隊に対する激励品でございます、それぞれの部隊活動に対応する形での激励品となっております。

22番から26番は、災害派遣に対する激励品であり、いずれもその場で費消する

食品となっております。1名あたりにつきましても、百数十円から300円台という価格となっております。

27番からの15件は、新型コロナウイルス対応の活動部隊に対する激励品となっております。今四半期における価格が最大のものとしましては、32番の自衛隊大規模接種センターに対する総額40万円の栄養補助食品があり、1人当たりの単価に換算しますと254円となり、従来からの激励品と変わらない内容となっております。

今般の部隊に対する激励品におきましては、金額の大きいものはいずれも新型コロナウイルスに対応している部隊に対する激励品となっております。

続きましては、海上自衛隊の海賊対処部隊に対する激励品が42番から52番、こちらも海上自衛隊の情報収集部隊に対する激励品が53番から59番でございます。これらはいずれも艦艇又は部隊が出発する際に激励品として消費するといったものが多くなっております。

60番のRED FLAG ALASKAに係る参加部隊に対する激励品につきましましては、RED FLAG ALASKAはアメリカのアラスカ州において航空自衛隊がアメリカ軍と現地で共同訓練を行うものでして、戦闘機部隊、輸送機部隊等が現地で活動するというので、これに対して、こちらも食料品が激励品として提供されたということでございます。

続きまして、著述に対する謝礼、こちらが61番から121番の61件となっております。項目としてはアからオまでであり、そのうちアの61番から88番の28件が自衛隊の関連する団体が出版する機関紙に対する寄稿となっております。例年みられるものでございます。

イからオの著述は、様々なご依頼に対応するものとなっております。内容も広く様々なものとなっております。この中で原稿用紙当たりの単価ということで見てもまいりますと、新聞への書評の119番が原稿用紙1枚当たりの単価が比較的高く、約1万円というのがございますけれど、新聞社という媒体の特性に基づくもので、特異なものであるということではないと思います。

続きまして、著述に対する印税が122番から137番となっております。

これにつきましては、同じ出版物に対する共同翻訳ということで、同じ出版物について多くの報告件数が上がっております。内容としましては、「軍事理論の教科書」ということで、自衛隊関連のものということだと思います。

続きまして、監修等に対する謝礼につきましては、138番から140番まででございます。これにつきましては、備考のところ、いずれも監修ではございませんが、単価として換算する仕方につきましては、異なった報告となっております。

このうち、138番と139番は換算を時間当たりとしており、140番につきましては、原稿用紙換算で1枚当たりということで、どういう換算の仕方をするか、統一されていないという形になっておりました。

これにつきましては、改めて、いかなる考え方でこういうものを整理すべきかにつ

いては、精査して参りたいと考えております。

正しく換算するとしますと、やはり監修の対象となっているものの分量に対応する形で把握して、いくらかということが客観的な判断の上で適正な見方だと思いません。

これまでにつきましても、著作物を監修するという事で、著作物の分量に対していかなる時間をかけたか、分量に対していかなる単価だったかということについて、基本的には文字数、あるいは監修が時間として換算される場合は、会議に参加したのであればその時間という形の報告となっていました。それぞれの監修者がどれだけ時間をかけても、かけただけ単価が安くなるというような考え方で報告するのは適切ではありませんし、若干それについて過去にずれが生じた原因として考えられるのは、eラーニングの内容監修でございまして、最終的には文書にした形で換算し、対応できるものの、電子媒体の内容を監修する際に、時間当たりとすべきか分量（に対する単価）によるべきなのかという問題がございました。

続きましては、講演等に対する謝礼で、141番から187番の47件となっております。

143番につきましては、総額として今期2番目に大きい額となっており、講演料1時間30分に対して33万円となっております。個人に対する額としては非常に大きいものとなっております。個人として著名な方ですけれども、金融コンサルティング会社、ビジネスセミナー等をされている会社から講演の依頼があったということがございます。

また、講演等に対する謝礼のうち、利害関係ありのものが18件ございまして、166番から183番までとなっております。

これらは、いずれも自衛隊の医官が製薬会社が主催いたします講演会において講演したということで、利害関係ありとして報告をしております。

いずれも事前に倫理監督官の承認が必要となります1時間当たり2万円を超えるものは1件もなく、いずれも事前の承認は不要となっております。

基因別として最後になりますのは、188番から190番までのテレビ出演等に対する謝礼でございます。いずれも防衛研究所の研究員がテレビに出演した際の出演料となっております。

以上が第1/四半期の贈与等報告書に対する報告になります。

- 田中会長 ありがとうございました。  
それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対する御質問、御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 委員 先程の監修料の基準の算出方法ですけれども、1時間当たりの額としているのは、おそらく講演料等の基準で、利害関係があれば2万円以内という基準で換算しようとしているからかもしれませんけれども、もし原稿料のようにページ数でやるとな

った場合に、利害関係があるところからの原稿料と同じ基準でいいのかどうかということが問題なのかなと思います。

今、利害関係があるところからの原稿料に関しては、いくらとなっていましたでしょうか。

原稿料の場合、1ページ当たりか原稿用紙1枚当たりかわかりませんが、監修の場合に(今回は)たまたま利害関係がないところからの謝金だったからいいのですけれども、もし仮に利害関係があるところからだったら、基準として1ページ当たりいくら以下というようにならなければならないとすると、果たして原稿料と同じ基準でいいのかとか、1ページ書くのと監修とは全く作業量が違うので、そのあたりはどうなのかという、同じ基準でいいのかということが問題になると思います。

私は、明らかに監修について時間でやるのはおかしいと思います。同じマニュアルなのに片方は60時間もかけてやって、片方は5時間しかやってないと、それで1時間ごとの額が違うというのは明らかにおかしいので、これはやはり直さなければいけないと思うのですけれども、逆に1ページ当たりとした場合にどういう基準でやっていくのか、そこは検討しなければいけないかなと思います。

- 委員 この監修している「自衛隊医官のための(健診・検診・身体検査)マニュアル」は、どのくらいのページ数なのですか。
- 事務局 全体で190ページくらいのもになります。
- 委員 詳細なマニュアルなのですね。確認をしたかったものですから。
- 事務局 先程の原稿用紙のお話ですが、400字詰め原稿用紙1枚当たり4千円が利害関係者の場合の基準となっています。
- 委員 そうすると、はたして190ページあった場合に、その400字詰めに換算して同じ4千円でいいか、原稿料と同じ基準を適用していいのか、監修として別の基準を設けるかというのが問題になると思います。  
また、監修も作業として色々あると思うのですよね。  
できたものをチェックする監修というのもあると思いますし、作る前にどういう内容にしたらいいかとか事前に助言的なことをしてから、それとは別の作る人が作るというものもあるので、そうすると作業量としてはピンキリと申しますか、ものすごく監修にコミットしている場合はものすごく膨大な時間をかけてるかもしれませんが、ちょっと助言しただけなら5分で終わりということもありえますので、そういう場合どうしたらいいのかなど、監修というのは基準が作りにくいなと感じます。
- 田中会長 そうですね。

- 委員 それぞれの方、かなり偉い方で一律2万円ですよ。
- 田中会長 そうですね。
- 委員 御検討なさる時には、先生がおっしゃったように、どういう監修なのか、額として、労働量として妥当かどうかを検討すべきでは。  
1冊190ページ本当にみりみり見るとなるとかなり安いですよ。1時間当たり333円と。そうではなく、ただチェックをお願いしますと、それだと2万円でもいいのかもしれませんが。ここの依頼に即したものが出てくるのではないかと思います。  
この場合は、安いからそれほど問題ではないかもしれませんが。高いのは問題かもしれませんが。
- 委員 この監修の時間については、部局から聞かれたのでしょうか。それとも対象者が自分から申告したのでしょうか。  
片方が60時間で、もう片方は5時間というのは、相当いい加減と言っては失礼ですけど相当幅があるので、どういう申告の仕方もしくは調査の仕方をされたのかなと思います。  
あえて聞かれたのでしょうか。「監修どのくらいの時間をかけましたか?」「ああ、まあ、5時間くらいかな」というように。どういう調査の仕方をされたかにもよるかなと思います。
- 事務局 こちらからは特段指示せず、対象者の方からこのような記載で報告が上ってきたというのが現状です。
- 委員 今回は利害関係がないところからということで、1時間当たりのことを気にされてはいないのかもしれませんが、利害関係ありだと微妙な問題になってくるので、全体で相当かどうか、ざっくりした形にしておいた方がいいかと思います。  
かえって、細かい計算をしてしまうと、妥当でないような結果も出てきてしまいますし、対象者ご本人が不利益を被る場合もあるように思います。  
ゆくゆくの将来の課題として御検討いただけるといいかなと思います。
- 田中会長 ありがとうございます。それでは、監修につきましては、過去の実績を踏まえた上で、今後、依頼先が利害関係者である場合の上限を設定すべきかどうか、設定する場合は金額基準をどう決めるか、検討いただければと思います。あまり複雑にすることもないと思うのですけれども。
- 委員 この会議の趣旨に沿わないかもしれないのですが。

災害派遣の激励品があった。それから、ワクチン大規模接種センターでも金額はそれほどではないかもしれませんが、量的には結構な量の激励品があった。わざわざこういった場に激励品が持ってこられるということは、一般の方と自衛隊との距離が縮まってきている象徴のような感じも受けます。

そうすると、そういったところを広報の方で何らかの措置は取られていたのかどうか気になったものですから。激励品をドーンと積み上げているのを画像で撮っておいてMAMORに載せるとかですね。

激励品を出した側の人もそうした形で防衛省として自衛隊の側もそれを評価しているということが表に出てくると、それなりになんとなく感じるところがあるのではないかと思うのです。

こういう数字だけで出ているというよりも、一般の方も目に触れるところで、激励品を出してくれた人にちゃんと受け取ってますよというのが伝わるような形が作られるといいのではないかと思います。

この倫理審査会の趣旨には添わないかもしれませんが、それも御検討いただければという気がしております。

- 事務局 激励品も全てを広報しているわけではないのですが、一部については朝雲とか新聞に載せてたりしているという現状はございます。ただ全てではないですね。
- 委員 朝雲も大事ですけど、MAMORも結構媒体としての力がすごいと思うので、そのあたりも御検討いただければと思います。
- 事務局 承知いたしました。
- 委員 今の点については、私はその意見には疑問があります。自衛隊の家族会とか関係のあるところからならいいかもしれませんが、全く外部の機関からだとすると、そういう広報をすると要望と受け取られかねない危険があると思います。

例えば、学生のお歳暮とか、今どきそんなものを持ってくる学生はいませんが、もし、持ってきたということが周りにわかると、それを聞いた他の学生が「持っていないきゃいけないのではないかな」と思ってしまうかもしれません。

もちろん、教員は絶対に受け取ってはいけないのですけどね。

防衛省そのものがこんなにもらっていますよと要求しているような誤解をされかねないので、さりげなくといいますか、やり方は間違えない方がいいかなと思います。
- 委員 防衛省そのものというよりは、一応第三者的になっているMAMORとか、先程おっしゃった朝雲とかがありますので。

媒体の名前を出すのはあまりよくないのかもしれませんが。

- 田中会長 見え方のバランスということでございますね。
- 委員 おっしゃることはその通りだと思うのですよね。強制的になってはいけませんし。
- 委員 もう一つ、総括表の18番と19番の事情を確認させていただければと思います。これは防衛大学の先生の著書ですよね。  
19番は、出版社から出ている著者献本で、もう一つの方(18番)は、著者献本にしてはちょっと多いように感じます。普通は、出版社の方から献本がされると思います。  
18番の政策研究所というのが調べてもよく分からなかったのですけれども、執筆者の先生が入られている政策研究所なのか分かりませんが、ここに買ってもらって自分に献本ということなののでしょうか。著者を見てみると、先生の名前と政策研究所とあるので、これはどういう事情なのかなと一応気になりましたので申し上げます。  
また、どういう経緯でこれが贈与の対象となったのか、防衛省全体で配ってほしいということであれば、先生にというよりは、防大や防研への寄贈ということになるかと思しますので、防衛省に対するものなのか、先生に対するものなのか、どういう事情でそうなったのか教えていただければと思います。
- 事務局 それにつきましては、防大(防衛大学校)から御説明させていただきたいと思えます。
- 防大担当者 調べて後ほど御報告させていただきます。
- 田中会長 次回に向けての対応事項は、18番の事案に関し委員からご指摘のあった事実確認と、監修に関する基準作りですね。  
その他皆さまから御質問、御意見ございますでしょうか。
- 委員 意見なし
- 田中会長 その他の御意見がないようでしたら、贈与等報告書の審査については以上とさせていただきます。

#### (5) 議題の採択等について

- 田中会長 それでは、本日審議されました「第89回自衛隊員倫理審査会議事録」、それから「令和3年度第1四半期の贈与等報告書」につきましては、各委員に承認をいただきたいと思いますので、サイン又は押印をお願いいたします。

**(6)閉会の辞**

- 田中会長 次回の審査会につきましては11月下旬を予定しておりますので、スケジュールについては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思えます。

以上で、本日本日予定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしました。本日は、誠にありがとうございました。